

# こどもへの体罰は法律で禁止されています

～こどもは、社会全体で育てていくものですので、  
子育てでお悩みの場合は、気兼ねなくご相談ください～

## 1 『しつけ』と『体罰等』の違い

しつけは、こどもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようサポートし、社会性を育む行為です。一方、体罰は、たとえしつけのためだと思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）であり、どんなに軽いものであっても法律で禁止されています。

### 体罰や暴言の例

- 言葉で3回注意したけれど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 冗談のつもりで「お前なんか生まれてこなければよかった」と言った



ここをクリック↓

## ○体罰等のこどもへの影響

(こども家庭庁リーフレット)

体罰等が繰り返されると、こどもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響を与えることが、科学的にも明らかになっています。例として、「落ち着いて話を聞けない」「約束を守れない」「感情をうまく表せない」等があり、こどもが体罰等を受けた体験がトラウマ（心的外傷）となって、心身にダメージをあたえます。

## 2 児童虐待とは

保護者（親権を行う者、児童を監護するもの）が児童（18歳に満たない者）に対し行う以下の行為を指します。児童虐待が疑われる内容を見聞きした場合は、迷わず児童相談所か市町村の担当課へ通告・相談して下さい。

※通告は法により義務化されています。



子ども虐待防止  
オレンジリボン運動

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）、兄弟姉妹に虐待行為を行う、こどもの自尊心を傷つける言動など

## 支え合いながら子育てを

### 1人で悩まず、まずご相談を

『こどもに思いが伝わらない』『何度言ってもわかってもらえない』など、こどもとの関わりでお困りごとがあるかもしれません。そのような時は、様々な専門的な立場から保護者の困り感に寄り添い、より良い方向へこどもを成長させるため、**各市町村の子育て担当課、教育相談機関、学校（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーも配置されています）**にご相談ください。また下記リンクからも県の相談先機関が参照できますのでご活用ください。[ここをクリック](#) → [こどもに関する相談窓口／千葉県](#)

千葉県教育委員会教育振興部  
児童生徒安全課人権教育班